

2023 年 4 月 3 日

## 『金融事業者リスト』への掲載等に関する Q & A

|                                                                                                                                           |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <b>I. 金融事業者において求められる対応</b>                                                                                                                | 5 |
| <b>1. 取組方針や取組状況の記載内容について</b>                                                                                                              | 5 |
| 1－(1) 取組方針には、何を記載すればよいのでしょうか。                                                                                                             | 5 |
| 1－(2) 取組状況には、何を記載すればよいのでしょうか。                                                                                                             | 5 |
| 1－(3) これまでも取組方針及び取組状況（以下、「取組方針等」）と本原則との対応関係を明らかにするために、原則２～７の順に取組方針等を記載、又は取組方針等毎に原則２～７との紐付けを記載するなどしていたが、今後は報告フォーマット（２）の様式を用いて示さなくてはならないのか。 | 6 |
| 1－(4) 取組方針等の表題や構成、形式は定められているのでしょうか。                                                                                                       | 6 |
| 1－(5) 原則２～７について実施しないものがある場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。                                                                                          | 6 |
| 1－(6) 取組方針等には、「金融庁における好事例分析に当たってのポイント」の各ポイントを全て記載しなければならないのでしょうか。                                                                         | 6 |
| 1－(7) 取組方針等には、定量的な取組目標や成果（共通ＫＰＩや自主的なＫＰＩ）を盛り込まなければならないのでしょうか。                                                                              | 7 |
| <b>2. 取組方針等の金融事業者による公表について</b>                                                                                                            | 7 |
| 2－(1) 「金融事業者リスト」への掲載を希望する場合、取組方針等は、いつまでに公表すればよいのでしょうか。                                                                                    | 7 |
| 2－(2) 取組方針等の公表（改定）頻度について決まりはありますか。                                                                                                        | 7 |
| 2－(3) 当社にはウェブサイトはありませんが、取組方針等をどのように公表すればよいのでしょうか。                                                                                         | 8 |
| 2－(4) 当社ウェブサイトを取組方針等を公表する前に、取組方針等について金融庁に確認を求めることは可能でしょうか。                                                                                | 8 |
| <b>II. 金融事業者による金融庁への報告等</b>                                                                                                               | 8 |
| <b>3. 報告様式の記載方法について</b>                                                                                                                   | 8 |
| 3－(1) 報告様式の「報告フォーマット（１）」における URL は、どのページを記載すればよいのでしょうか。また、「対応関係表」において、取組方針及び取組状況の URL を記載する欄がありますが、該当する URL が複数ある場合には全て記載しても問題ないのでしょうか。   | 8 |
| 3－(2) 「対応関係表」において、「取組方針の該当箇所」及び「取組状況の該当箇所」欄に記載すべき事項は、何でしょうか。                                                                              | 8 |
| 3－(3) 原則５（注２）及び原則６（注２）にある「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合」とは、どのような商品が該当するのでしょうか。                                                          | 9 |

|                                                                                           |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3-(4) 「実施」・「一部実施」・「不実施」・「非該当」は、どのように判断・選択すればよいのでしょうか。 .....                               | 9  |
| 3-(5) 実施していない原則や（注）がある場合は、「対応関係表」において、空欄でよいのでしょうか。 .....                                  | 9  |
| 3-(6) 報告様式の「報告フォーマット（２）」において、追加的に参考情報などを補記してもよいのでしょうか。 .....                              | 10 |
| 3-(7) 当社にて、報告様式の書式を変更した上で、新たな記載箇所を設けて追加的に参考情報を記載してもよいのでしょうか。 .....                        | 10 |
| <b>4. 対応関係表の公表について</b> .....                                                              | 10 |
| 4-(1) 原則と取組方針等との「対応関係表」はどのように公表すればよいのでしょうか。 .....                                         | 10 |
| 4-(2) 「対応関係表」の照会先には何を記載すればよいのでしょうか。 .....                                                 | 10 |
| <b>5. 金融庁への報告について</b> .....                                                               | 11 |
| 5-(1) 当社は、報告の対象でしょうか。 .....                                                               | 11 |
| 5-(2) 金融庁への報告は、いつ、どのように行えばよいのでしょうか。 .....                                                 | 11 |
| 5-(3) 5-(2)にある「報告様式に記載した内容に変更があった場合」とは、具体的にどういった場合でしょうか。また、報告した変更内容は、いつ反映されるのでしょうか。 ..... | 11 |
| 5-(4) 今後も「金融事業者リスト」への掲載を希望する場合は、毎年、報告する必要があるのでしょうか。 .....                                 | 12 |
| 5-(5) 報告期限までに報告をすることができませんでしたが、どのように対応したらよいのでしょうか。 .....                                  | 12 |
| 5-(6) 当社は、グループとして取組方針等を公表しています。報告もグループとして行えばよいのでしょうか。 .....                               | 12 |
| 5-(7) 金融庁で報告が受け付けられたか、確認することはできるのでしょうか。 .....                                             | 12 |
| 5-(8) 金融庁へメールを送りましたが、エラーで戻ってきてしまいました。 .....                                               | 12 |
| <b>Ⅲ. 金融庁における対応</b> .....                                                                 | 13 |
| <b>6. 金融庁による確認について</b> .....                                                              | 13 |
| 6-(1) 「金融事業者リスト」の新たな掲載要件はどういったものなのでしょうか。 .....                                            | 13 |
| 6-(2) 金融庁では何を確認するのでしょうか。 .....                                                            | 13 |
| 6-(3) 金融庁による対話とは何でしょうか。どのような場合に金融事業者との対話を行うのでしょうか。 .....                                  | 13 |

|                                                                                     |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 6－(4) 金融庁から、掲載要件（6－(1) 参照）を満たさないため、「金融事業者リスト」へは掲載できないと連絡がありました。どうすればよいのでしょうか。 ..... | 14        |
| 6－(5) 取組方針等に加え、共通KPI又は自主的なKPIを公表していなければ、「金融事業者リスト」へは掲載されないのでしょうか。 .....             | 14        |
| 6－(6) 当社は、取組方針しか公表していませんが、「金融事業者リスト」に掲載されるのでしょうか。 .....                             | 14        |
| <b>7. 「金融事業者リスト」への掲載について .....</b>                                                  | <b>15</b> |
| 7－(1) 報告期限までに報告をした場合、「金融事業者リスト」へは、いつ掲載されるのでしょうか。 .....                              | 15        |
| 7－(2) 報告期限までに報告したにもかかわらず、「金融事業者リスト」に掲載されていません。 .....                                | 15        |
| 7－(3) 「金融事業者リスト」に掲載されている内容に誤りがあります。 .....                                           | 15        |

## I. 金融事業者において求められる対応

### 1. 取組方針や取組状況の記載内容について

1－(1) 取組方針には、何を記載すればよいのでしょうか。

(答)

「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月30日公表、2021年1月15日改訂。以下、「本原則」）の「本原則の採用するアプローチ」及び原則1に記載のとおり、金融事業者が本原則を採択する場合には、

- ・ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表した上で、
- ・ 当該方針に係る取組状況を定期的に公表するとともに、
- ・ 当該方針を定期的に見直す

ことが求められます。さらに、当該方針には、原則2～7（これらに付されている（注）を含む。以下、同じ。）に示されている内容毎に、

- ・ 実施する場合にはその取組方針を、
- ・ 実施しない場合にはその理由や代替策を、

分かりやすい表現で盛り込み、その取組方針に基づき実施している内容やその結果を取組状況として取りまとめるとともに、金融事業者のウェブサイトにおいて公表することが求められます。

なお、本原則において、「本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動を取るべきかを適切に判断していくことが求められる」とされていることを踏まえて策定する必要があります。

1－(2) 取組状況には、何を記載すればよいのでしょうか。

(答)

取組状況には、取組方針に基づき実施している内容やその結果を記載してください。なお、取組方針に対応した形で取組状況を明確に示すことが求められます。

**【注意】 実施された内容や結果が取組状況に記載されておらず、その記載ぶりが取組方針と実質的に同様となっている金融事業者が見られます。こうした場合、取組状況の記載不備となりますので、上述のとおり、取組方針に基づいた実施内容・結果を記載してください。**

1－(3) これまでも取組方針及び取組状況（以下、「取組方針等」と本原則との対応関係を明らかにするために、原則2～7の順に取組方針等を記載、又は取組方針等毎に原則2～7との紐付けを記載するなどしていたが、今後は報告フォーマット（2）の様式を用いて示さなくてはならないのか。

（答）

今後は、本原則との対応関係を、対応関係表（報告フォーマット（2）、以下「対応関係表」）を用いて明示することが必要となります。これは、顧客にとって、金融事業者の取組方針等が、より容易に比較できるようにするためです。なお、他の方法（原則2～7の順に取組方針等を記載又は取組方針等毎に原則2～7との紐付けを記載するなど）と併用することを妨げるものではありません。

1－(4) 取組方針等の表題や構成、形式は定められているのでしょうか。

（答）

取組方針等の表題や構成、形式に定めはありません。

しかしながら、本原則において、「本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動を取るべきかを適切に判断していくことが求められる」とされていることを踏まえる必要があります。

また、金融事業者の取組みを顧客が適切に理解・評価できるよう、表題や構成、形式を工夫する必要があります。

1－(5) 原則2～7について実施しないものがある場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。

（答）

金融事業者が、自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考える原則や（注）がある場合には、一部の原則を実施しないことも想定されますが、その場合には、「実施しない理由や代替策」を十分に説明することが求められます。

このため、実施しない原則や（注）がある場合は、金融事業者の取組方針等に、それが「一部実施」、「不実施」又は「非該当」であることと、その理由や代替策を、分かりやすい表現で記載する必要があります。

（「実施」・「一部実施」・「不実施」・「非該当」の判断・選択方法は、3－(4) 参照）

1－(6) 取組方針等には、[「金融庁における好事例分析に当たってのポイント」](#)の各ポイントを全て記載しなければならないのでしょうか。

（答）

「金融庁における好事例分析に当たってのポイント」は、金融庁において好事例の比較分析を行う際に、分析のポイントと考えられる事項をまとめたものですが、具体化するポイントの参考になると考えています。

取組方針等に記載する内容については、各金融事業者において、自らの規模・特性に応じて、実現しようとする顧客本位の業務運営に向けた取組みを踏まえ、どのように発信すれば顧客に分かりやすい情報となるかという観点から検討してください。

なお、一般論として原則の文言を少し変えただけのものを取組方針として記載している場合は、顧客へ十分説明できているとは言えません。

1－(7) 取組方針等には、定量的な取組目標や成果（共通KPIや自主的なKPI）を盛り込まなければならないのでしょうか。

（答）

顧客に対して分かりやすい情報発信をする観点から、金融事業者の取組みの特徴点を示す定性的記述に加えて、定量的な取組目標や成果を記載することが望ましいと考えます。

## 2. 取組方針等の金融事業者による公表について

2－(1) 「金融事業者リスト」への掲載を希望する場合、取組方針等は、いつまでに公表すればよいのでしょうか。

（答）

「金融事業者リスト」への掲載を希望する場合は、報告時点で公表されていることが要件となります。なお、1－(1)のとおり、本原則を採択する金融事業者は、

- ・ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表した上で、
- ・ 当該方針に係る取組状況を定期的に公表するとともに、
- ・ 当該方針を定期的に見直す

ことが求められます。

2－(2) 取組方針等の公表（改定）頻度について決まりはありますか。

（答）

取組方針については、定期的に見直すことが求められますが（2－(1)参照）、公表（改定）頻度については、金融事業者において判断してください。

また、取組状況については少なくとも、金融事業者の事業年度毎に取りまとめ、公表する必要があるため、1年に一度は公表する必要があります。

なお、取組方針等において、定期的な見直しの頻度や次回の見直しの時期などを具体的に示すことも望ましいと考えます。

2－(3) 当社にはウェブサイトはありませんが、取組方針等をどのように公表すればよいのでしょうか。

(答)

金融事業者リストへの掲載を希望する事業者は、顧客が各金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みを容易に確認できるようにする観点から、ウェブサイトの構築を検討してください。

2－(4) 当社ウェブサイトを取組方針等を公表する前に、取組方針等について金融庁に確認を求めることは可能でしょうか。

(答)

金融庁では、各金融事業者の取組方針等に関し、公表前の確認は行っておりません。

## Ⅱ. 金融事業者による金融庁への報告等

### 3. 報告様式の記載方法について

3－(1) 報告様式の「報告フォーマット(1)」における URL は、どのページを記載すればよいのでしょうか。また、「対応関係表」において、取組方針及び取組状況の URL を記載する欄がありますが、該当する URL が複数ある場合には全て記載しても問題ないのでしょうか。

(答)

「報告フォーマット(1)」の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・取組状況を公表」欄には、対応関係表が掲載されるページの URL を記載してください。

「対応関係表」の URL 欄には、URL が複数ある場合であっても、主たる一つの URL をそれぞれ記載してください。取組方針と取組状況の URL が同一の場合は、両欄に同じ URL を記載してください。

**【注意】 1つの欄に複数の URL を記載することがないようにしてください。**

3－(2) 「対応関係表」において、「取組方針の該当箇所」及び「取組状況の該当箇所」欄に記載すべき事項は、何でしょうか。

(答)

「対応関係表」の「取組方針の該当箇所」及び「取組状況の該当箇所」欄には、ウェブサイト上の取組方針等の該当箇所(項目名・見出し・ページなど)を顧客が探し易いように記載してください。なお、欄毎に取組方針等の URL を記載する必要はありません。

**【注意】「取組方針」や「取組状況」の文章そのものや補足説明などは記載しないでください。また、全ての欄に必要事項を記載する必要があり、空欄や「ー」等がある場合は「金融事業者リスト」に掲載できません。（3ー(5)参照）**

3ー(3) 原則5（注2）及び原則6（注2）にある「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合」とは、どのような商品が該当するのでしょうか。

（答）

当局において具体的な解釈を示すことは適当でなく、個別具体的な判断にはなりますが、複数の金融商品をセット販売する場合に加え、ファンド・ラップ、ファンド・オブ・ファンズ形態の投資信託、仕組債等の仕組商品、外貨建一時払保険等が含まれるものと考えます<sup>1</sup>。

3ー(4) 「実施」・「一部実施」・「不実施」・「非該当」は、どのように判断・選択すればよいのでしょうか。

（答）

以下を参考として、金融事業者において判断・選択してください。

**【実施】**

- ・ 取組方針等の公表時点で実施している場合
- ・ 取組方針等の公表時点で実施していないものの、実施予定の取組みがあり、その取組みの内容や実施予定時期を具体的に示している場合

**【一部実施】**

- ・ 業法等の制限により、一部しか実施できないが、その一部については実施している場合

**【不実施】**

- ・ 業法等の制限はないが、経営判断として実施しないと判断した場合

**【非該当】**

- ・ 該当する金融商品・サービスの取扱いがない場合
- ・ 業法等の制限により、実施できない場合

3ー(5) 実施していない原則や（注）がある場合は、「対応関係表」において、空欄でよいのでしょうか。

（答）

「一部実施」・「不実施」・「非該当」の原則や（注）であっても、金融事業者のウェブサイトに掲載されている取組方針等に、その理由や代替策を、分かりやす

<sup>1</sup> 「顧客本位の業務運営に関する原則」のパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2017年3月30日公表）

い表現で記載することが求められます。「対応関係表」の取組方針等の該当箇所欄には、当該取組方針等において実施しない理由や代替策を示している項目名・見出し・ページなどを記載してください。

**【注意】空欄や「－」がある場合は「金融事業者リスト」に掲載できません。**

3－(6) 報告様式の「報告フォーマット(2)」において、追加的に参考情報などを補記してもよいのでしょうか。

(答)

取組方針等の文章そのものや補足説明などの該当箇所以外の事項は記載しないでください。

**【注意】「対応関係表」と報告様式の「報告フォーマット(2)」の内容に相違がある場合は「金融事業者リスト」に掲載できません。**

3－(7) 当社にて、報告様式の書式を変更した上で、新たな記載箇所を設けて追加的に参考情報を記載してもよいのでしょうか。

(答)

金融庁における「金融事業者リスト」の作成作業に支障が生じるため、報告様式の書式は変更しないでください。

**【注意】報告様式の書式を変更した場合は形式上の不備とみなし、「金融事業者リスト」に掲載できません。**

#### 4. 対応関係表の公表について

4－(1) 原則と取組方針等との「対応関係表」はどのように公表すればよいのでしょうか。

(答)

報告様式の報告フォーマット(2)の形式で「対応関係表」を作成し、ウェブサイト上で顧客が見やすいと考えられるところに掲載してください。

なお、「対応関係表」の掲載年月日は、自身が金融庁へ報告する際の報告期限において、過去1年以内である必要があります。

4－(2) 「対応関係表」の照会先には何を記載すればよいのでしょうか。

(答)

取組方針等や対応関係表に関して、顧客が問合せする際の部署名、連絡先を記載してください。連絡先は少なくとも電話番号又はメールアドレスのいずれかが必要となります。

## 5. 金融庁への報告について

5－(1) 当社は、報告の対象でしょうか。

(答)

本原則を採択し、取組方針等を公表した金融事業者のうち、「金融事業者リスト」への掲載を希望する金融事業者が報告対象となります。

掲載を希望しない場合には、金融庁への報告は不要です。

5－(2) 金融庁への報告は、いつ、どのように行えばよいのでしょうか。

(答)

以下に該当する場合、最新の報告様式に必要事項を記載し、メールに添付の上、報告期限までに [conduct@fsa.go.jp](mailto:conduct@fsa.go.jp) 宛てに送付してください。

- ・ 本原則を採択し、新たに取組方針を策定・公表し、取組方針に基づく取組みを実施し、その結果を取組状況として取りまとめ、公表した場合
- ・ 報告様式に記載した内容に変更があった場合

「対応関係表」の掲載年月日は、自身が金融庁へ報告する際の報告期限において、過去1年以内である必要があります。

なお、メールで報告する際には、

- ・ 件名は、「【金融事業者名】金融事業者リストへの掲載希望」としてください。
- ・ 報告様式(Excel)のファイル名は、「金融事業者名.xlsx」とし、xlsx形式のまま添付してください。

報告期限は、1年間に数回設定することを予定していますので、金融庁ウェブサイトの「[顧客本位の業務運営に関する情報](#)」を確認してください。

5－(3) 5－(2)にある「報告様式に記載した内容に変更があった場合」とは、具体的にどういった場合でしょうか。また、報告した変更内容は、いつ反映されるのでしょうか。

(答)

具体的には、報告様式(対応関係表)に記載した取組方針等の項目名・見出し・ページ等に変更があった場合が考えられます。

一方、同一の項目内における単なる字句修正や表現ぶりの変更、データの更新といった、本原則との対応関係に変更が生じない場合(対応関係表に変更が生じない場合)には、報告は不要です。

変更報告の内容については、改めて、掲載要件に照らして審査をした上で、掲載可能と判断した場合は、その後、更新する「金融事業者リスト」に変更内容を反映します。

５－(４) 今後も「金融事業者リスト」への掲載を希望する場合は、毎年、報告する必要があるのでしょうか。

(答)

「金融事業者リスト」への掲載期間は、原則、公表から１年間です。引き続き掲載を希望する金融事業者については、直近の取組方針等をウェブサイトで公表した上で、前述の報告様式に必要事項を記入し、前回、報告書を提出した報告期限の翌日から起算して１年以内の報告期限内に再度報告が必要となります。

５－(５) 報告期限までに報告をすることができませんでしたが、どのように対応したらよいのでしょうか。

(答)

報告期限は、１年間に数回設定することを予定していますので、金融庁ウェブサイトの「[顧客本位の業務運営に関する情報](#)」を確認し、次回報告期限までに報告してください。

５－(６) 当社は、グループとして取組方針等を公表しています。報告もグループとして行えばよいのでしょうか。

(答)

顧客にとって分かりやすい情報を発信する観点から、「金融事業者リスト」には、会社毎に掲載することが望ましいと考えられます。グループとしての報告に加え、会社毎の報告を検討してください。

また、グループとしての取組方針等と、会社毎の取組方針等を、それぞれ公表している場合には、会社毎の報告には、グループとしての記載を含める必要はありません。

なお、同一グループでも会社毎で顧客層等が異なる場合には、取組方針等は異なることが自然と考えられます。こうしたことを踏まえ、グループ全体で同一の取組方針等でよいのか、金融事業者自身で検討してください。

５－(７) 金融庁で報告が受け付けられたか、確認することはできるのでしょうか。

(答)

金融庁では、メールの受信連絡はしていませんが、確認されたい場合には、03-3506-6000（内線 2219）にお問い合わせください。

５－(８) 金融庁へメールを送りましたが、エラーで戻ってきてしまいました。

(答)

03-3506-6000（内線 2219）にお問い合わせください。

### Ⅲ. 金融庁における対応

#### 6. 金融庁による確認について

6－(1) 「金融事業者リスト」の新たな掲載要件はどういったものでしょうか。

(答)

「金融事業者リスト」への掲載に当たっては、以下の掲載要件 (i)・(ii) のいずれも満たす必要があります。

- (i) 金融庁所定の対応関係表を金融事業者のウェブサイトに掲載することにより、取組方針等について、本原則 2～7（これらに付されている（注）を含む。以下、同じ。）との対応関係を原則毎に明確に示していること。また、不実施等の場合には、その理由や代替策を取組方針等に分かりやすい表現で記載するほか、その掲載箇所を対応関係表に示していること。
- (ii) 金融庁所定の報告様式の記載事項について、形式的な不備（空欄や記載誤り等）や不明な点がないこと。

6－(2) 金融庁では何を確認するのでしょうか。

(答)

報告様式の「報告フォーマット (1)」・「報告フォーマット (2)」について、

- ・ 形式的な不備（空欄や記載誤り等）や不明な点がないこと
- ・ 「報告フォーマット (1)」に対応関係表を掲載しているページの URL が記載されていること
- ・ 「報告フォーマット (2)」と同一の対応関係表が金融事業者のウェブサイトに掲載されていること
- ・ 対応関係表の掲載年月日が、金融庁への報告締切日時点において過去 1 年以内となっていること

等を確認します。

確認の結果、報告様式の記載事項に不備が認められた場合には、メール又は電話で連絡する場合があります。

なお、確認の過程で、対話の機会を設ける場合があります。

6－(3) 金融庁による対話とは何でしょうか。どのような場合に金融事業者との対話を行うのでしょうか。

(答)

ベストプラクティスの追求を含めて、顧客本位の業務運営を推進いただく観点から、公表されている取組方針等が、各原則・(注) 毎に対応しており、具体的か、分かりやすいかといったポイントについて、必要に応じて対話の機会を設ける場合があります。

6－(4) 金融庁から、掲載要件（6－(1) 参照）を満たさないため、「金融事業者リスト」へは掲載できないと連絡がありました。どうすればよいのでしょうか。

（答）

掲載要件を満たさない場合とは、一般的に、以下のような事例が考えられます。本Q & Aや既に「金融事業者リスト」に掲載されている者を参考にして修正の上、次回の報告期限までに、再度、報告してください。

- ・ 金融庁所定の対応関係表が自社のウェブサイトで公表されていない
- ・ 「一部実施」・「不実施」・「非該当」のいずれかを選択しているが、その理由や代替策が取組方針等に記載されていない
- ・ 対応関係表上に、空欄や「－」などの記載がある、あるいは文章そのものや補足説明などの記載がある
- ・ 対応関係表に記載された URL に接続できない

6－(5) 取組方針等に加え、共通KPI又は自主的なKPIを公表していなければ、「金融事業者リスト」へは掲載されないのでしょうか。

（答）

原則2～7に示されている内容毎に、対応した形で取組方針等を明確に示している場合には、「金融事業者リスト」に掲載されますが、顧客にとって分かりやすい情報を発信する観点から、取組方針等には、共通KPIや自主的なKPIが盛り込まれていることが期待されます。

なお、共通KPIを公表している場合には、「報告フォーマット（3）」、「報告フォーマット（4）」及び「報告フォーマット（5）」において報告してください。

6－(6) 当社は、取組方針しか公表していませんが、「金融事業者リスト」に掲載されるのでしょうか。

（答）

2022 年度（2022 年 6 月末）以降は、取組方針と取組状況の両方を公表することを求めており、取組方針のみしか公表されていない場合は、「金融事業者リスト」に掲載できません。

## 7. 「金融事業者リスト」への掲載について

7－(1) 報告期限までに報告をした場合、「金融事業者リスト」へは、いつ掲載されるのでしょうか。

(答)

報告期限から「金融事業者リスト」への掲載までの期間は、報告件数によって変動しますが、概ね1か月半～3か月を予定しています。

7－(2) 報告期限までに報告したにもかかわらず、「金融事業者リスト」に掲載されていません。

(答)

掲載要件を満たしていない可能性があります。その場合は、メールにて、掲載できない旨をご連絡しています。メールをご確認いただいた上で、ご不明な点があれば、03-3506-6000（内線 2219）にお問い合わせください。

7－(3) 「金融事業者リスト」に掲載されている内容に誤りがあります。

(答)

03-3506-6000（内線 2219）にお問い合わせください。

（ 以 上 ）